

報告第 1 号

平成 27 年度の事業計画

遠洋トロール漁業等をはじめ、我が国漁船漁業を取り巻く環境は、水産物価格の上昇や燃油価格の下落など明るい兆しもあるが、引き続き米欧の過激な環境団体による漁業への干渉増大が懸念される中、遠洋漁船漁業を取り巻く国内外の環境に改善の兆しが見あたらず、平成 27 年度の事業も概ね従前通りの非常に厳しい展開が予想される。しかし、安全・安心な水産物を安定的に供給する生産手段である漁船漁業の重要性に疑問の余地はない。かかる情勢を踏まえ、引き続き遠洋トロール漁業等の維持存続のための課題として、次の三点に積極的に取り組むこととする。

第一は、遠洋トロール漁業など漁船漁業の新たな将来ビジョンの構築である。我が国遠洋漁船漁業の再構築には、公海域のみならず各国の 200 海里内水域での操業機会の確保も必要である。その為には、相手国の条件に即した形態での操業確保が必要であり、遠洋漁業の新たな操業形態を実現すべく、会員各位および関係団体と歩調を合わせ、着実に前進を図って行くこととする。また、我が国遠洋トロール漁業等の維持・再生・発展に不可欠な国際競争力強化のために必要な規制緩和と関係法令の改正などにも引き続き積極的に取り組んで行くこととする。

第二は、既存及び新規国際条約水域への取り組みである。遠洋トロール漁業等の活動の場である公海水域は、環境問題など資源管理が一段と強化される宿命にある。既存及び新規の国際条約水域での安定的な操業維持を確保するため、毎年開催される年次会議や作業部会等については、官民一体となって、積極的に参加し、持続的水産資源の確保と共に経済的に安定した操業に不可欠な割当枠確保などに務めることとする。

第三は、新規漁場開発・新魚種開発である。一昨年から「がんばる漁業支援事業」の支援を受けて実施している新船による SIOFA(南インド洋) 水域での新規漁場開発と深海域に生息する未利用魚種の開発調査操業の成果が得られるよう引き続き積極的に取り組んでいく。また、長年中断していた NAFO(北西大西洋漁業機構) 水域への漁場復帰の実現を図り、遠洋トロール漁業の安定した漁場確保と維持に努めることとする。

I. 国際対策事業

北方水域関係

(1) NPFC(北太平洋漁業委員会)

①我が国が平成 25 年 6 月に批准した本条約は、平成 27 年 1 月に中国が第 4 番目の批准国となり、平成 27 年 7 月 19 日に正式に発効する。NPFC の正式発足に伴い、今後具体的な資源保存管理措置や漁業管理措置の議論が行われることとなるが、当協会会員の漁業にとって最重要資源の一つである天皇海山のクサカリツボダイ資源管理措置の議論において当協会会員の操業に致命的な影響を与えないよう関連する NPFC 関連会合に参加するとともに我が国政府（水産庁、国際水産資源研究所）や関係国にも働きかけていく。

②特に、本年夏頃（8～9 月）に開催が想定される NPFC 年次会合の議論は VME（Vulnerable Marine Ecosystem：脆弱な海洋生態系）の保存や天皇海山のクサカリツボダイ操業に直接影響を与えることになるので、関係省庁と協力して対応することとする。

(2) ベーリング公海条約

昨年（平成 26 年）の年次会合において我が国が提起したベーリング公海のスケトウダラ資源の漁獲可能水準（AHL）決定手続きの見直しについて議論が深まるよう関係者の取組を支援する。

南方水域関係

(1) NAFO（北西大西洋漁業機関）

①NAFO 海域では 2016 年より当協会会員である加藤漁業(株)が操業を計画しており、日本漁船の操業再開に必要な枠を確保し続けることが重要課題である。このため平成 27 年 6 月に開催予定の科学理事会をはじめとした NAFO 関連会合に必要な応じて研究者や協会職員の派遣を行う。

②また、NAFO 海域で日本漁船の円滑な操業が継続できるよう日本の漁獲枠の有効利用と漁場情報の収集を図るとともにカナダとの間で漁獲枠の調整の可能性を探る。

(2) CCAMLR（南極生物保存条約）

2014/2015CCAMLR 漁期は日本に関係する海域のメロ漁獲可能量は前年同の 4,373 トンとなった。しかしながら漁期前半は海氷の影響で大陸棚縁辺での操業が行えなかったため新たな代替漁区の可能性を追求する。このため引き続き関係機関、関係者の支援を得て新漁区及び必要な漁獲枠の維持確保に努めていくと共に CCAMLR 関連会合に向けて協会職員の派遣を行う。

(3) ニュージーランド水域

平成 26 年 7 月に NZ 水域で操業する外国漁船に対し平成 28 年 5 月 1 日までに NZ 船籍化を求める法案が成立したことに伴い、当協会会員船は NZ への転籍を決定した。しかしながら、今後 NZ 水域における短期転籍による操業の可能性を追求するため、他団体と協力して短期転籍制度構築の実現に向けて関係機関への働きかけを行う。

(4) SEAFO (南東大西洋漁業管理機関)

平成 27 年 12 月にナミビアで開催される SEAFO 年次会議に必要な応じて職員を派遣し、関係省庁と協力して我が国漁業の操業機会の維持、確保に努める。

(5) SIOFA(南インド洋漁業委員会) 及び SIODFA(南インド洋深海漁業協会)

①SIOFA の諸手続き規則等の最終化を図る特別会合は、平成 27 年 10 月 (ブラッセル) に予定され、その後平成 28 年 6 月の第 3 回年次会合 (レユニオン島) 前に第 1 回科学委員会の開催が想定される。科学委員会及び第 3 回年次会合では、第 2 回年次会合で暫定合意された底刺し網漁業の使用禁止勧告、トロール漁業の漁獲努力量抑制が引き続き重要な課題となる。我が国漁業にとって不利にならないよう関係省庁に働きかけを行うとともに必要な応じて関連会合に職員を派遣する。

②SIODFA は、SIOFA 海域で操業する漁業者が設立した国際漁業者団体であり、出来るだけ同団体との協力的関係を維持しつつ SIOFA や環境保護団体等への対応を図るように努める。また、SIODFA は、平成 27 年 10 月に予定される SIOFA 特別会合前に東京において SIODFA と漁業操業国との協議を持つことを検討しており、同協議が開催される場合には積極的に参加する。

(6) その他の水域

上記以外の関係諸国との合弁企業による事業については、前年に引き続き相手国の政府関係者、業界関係者との意思疎通を図り、事業の継続、維持発展に努めるとともに、新たな操業機会や合弁事業の可能性を追求する。

その他遠洋底魚漁業や漁場開発等のために必要な措置

①各種政府間漁業関係協議、多国間会合、民間協議等には、既存漁業の維持発展、新規事業漁場開発、合弁事業推進のために積極的に参加する。

②関係国との意思疎通や交流を図るため関係省庁や海外漁業協力財団等の協力を得て、外国の関係者の日本への招聘、我が国の調査団、専門家、技術者の派遣を行う。

③遠洋トロール漁業等の操業に支障が生じないよう反漁業活動の阻止や貿易自

由化に向けた対応を行うため、引き続き必要に応じて関係省庁、関係団体と連携して ICFA（国際水産連合）、FAO 関係会員を中心に必要に応じて遠洋トロール漁業等の再構築のために欧米等の漁業技術先進地へミッションを派遣し、関連先進技術の調査、習得、移転に努める。

④過激な環境保護活動については、食料確保の生産手段である漁業存続について、FAO（国連食糧農業機関）、国連等への働きかけを行う。

II. 国内対策事業

(1) 平成 25 年 8 月から実施している第五十一開洋丸を用いた「がんばる漁業復興支援事業」の事業実施主体として、引き続き新漁場・新資源開発に取り組むとともに、事業の改善を図り、安定的な操業の実施に努める。

(2) 燃油価格の高騰に対する、リスクヘッジとして、漁業者と国とで基金を作り、燃油の基準価格水準を超えた場合に超過部分について補填するセーフティネット事業が継続されている。25 年度途中から追加された緊急特別対策を含め、引き続き燃油高騰に関する支援が着実に受けられるようにする。

(3) 漁船の運航に係わる制度等を検討する(一社)大日本水産会・海務労務委員会では、IMO（国際海事機関）関係における SOLAS 条約、MARPOL 条約などの情報の収集等を進めているが、2011 年のトレモリノス「新協定」採択、STCW-F の発効などに伴う国内法制度化に向けて業界の意見を反映させていくのと同様に、当協会会員のような少隻数の漁業種類であっても、国内外の枠組みに不都合となることのないように取り組む。

(4) 全国水産物輸入対策協議会の活動では、特に最終局面に入っているとされる TPP における水産権益の確保を中心に、EPA、WTO 等の諸問題に対応すべく、積極的に参加する。

(5) マルシップ管理委員会に出席し、昨年に引き続き本年度も会員各社と連絡を密にして、漁船漁業の円滑な遂行に努力する。

(6) (一社)大日本水産会を事務局として立ち上げたマリン・エコ・ラベル・ジャパン（MEL ジャパン）の広報普及委員会等に出席、業界への普及、一般への広報に向けて積極的に関与・協力する。